

収益型PFI事業への 安定的な資金供給方策、人材の育成等

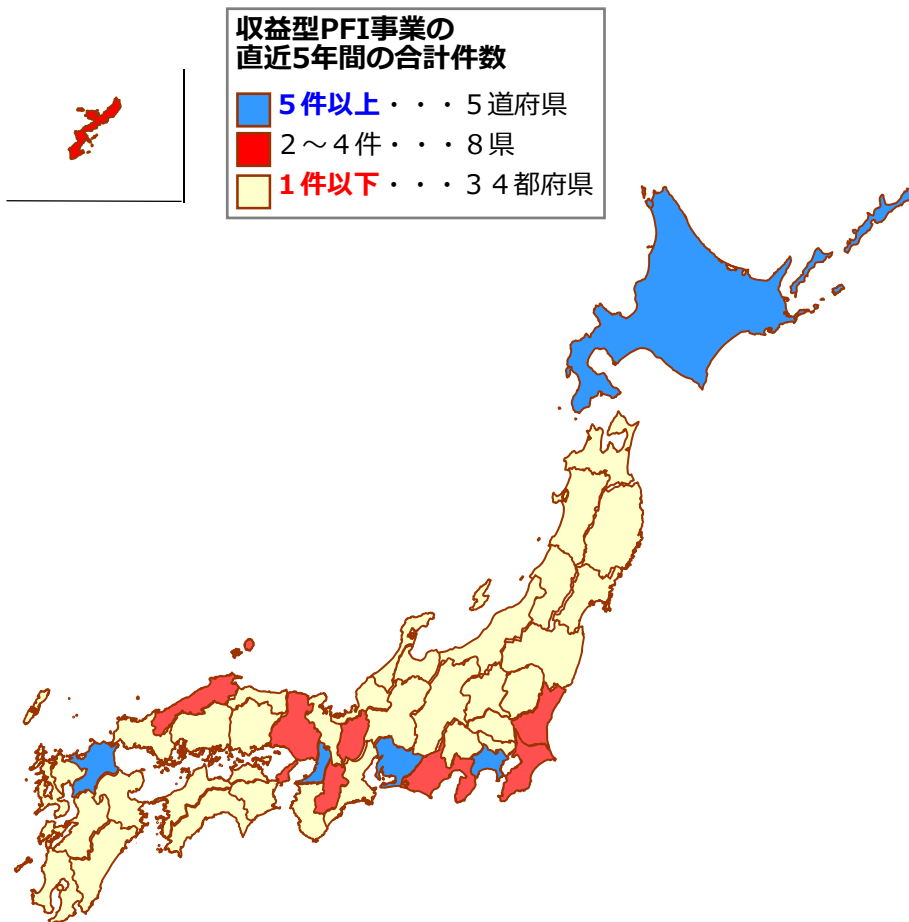


内閣府 民間資金等活用事業推進室

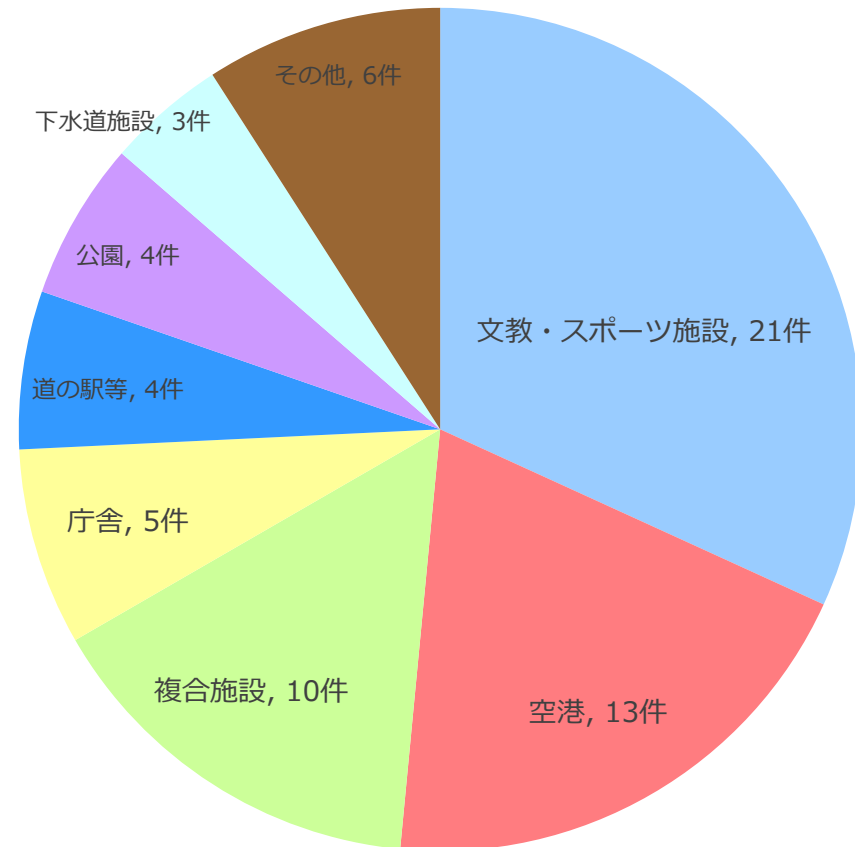
収益型PFI事業の実施状況

- 収益型PFI事業の実施状況（H27～R元年度の5年間で66件）は、
 - ①都道府県別では、5年間の件数が1件以下が34都府県。
 - ②文教・スポーツ施設と空港等が10件を超える類型となるなど、施設類型により実施状況が異なる。

①都道府県別実施状況（H27～R元年度）



②収益型PFI事業の施設別内訳（H27～R元年度）



PFI事業のリスクマネー市場の成熟化について

PFI機構設立時の想定（平成25年）

- 公共施設等運営事業に重点分野別目標を設定するなど、PFI事業の拡大を推進（R4年度までに21兆円を目標）。
- 民間金融機関のノウハウ習得、民間インフラファンドの組成など、PFI事業への民間のファイナンスの担い手を育成。
- 上記の取組により、機構設立10年後の令和4年度には民間リスクマネー市場が成熟化。
- 機構は新規支援決定を令和4年度末で終了し、令和9年度末までに資産処分を完了。

現状（令和3年）

PFI事業の状況

- PPP/PFI事業規模は令和元年度までで23.9兆円と目標を3年前倒しで達成。
- しかし、PFI事業へのリスクマネーを多くの民間主体により担えるために必要なノウハウの蓄積が十分とは言えない状況。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で収益型PFI事業に対する金融機関の見方が厳しくなっている。

民間金融機関、ファンド等の状況

- 収益型PFI事業にリスクマネーを供給するには、地域金融機関の役割が重要。
- 地域金融機関が収益型PFI事業にリスクマネーを供給するには、ノウハウを維持するため案件に継続的に関わっていく必要。
- 全体のリスク管理等の観点から、地域金融機関が単独で全てのリスクマネーを供給できないことも多い。
- 現に資金需要のある収益型PFI事業のうち大半はPFI推進機構が支援しており、民間のみでリスクマネー供給ができる状況にあるとは言えない。
- PFI事業を投資対象とする民間インフラファンドは1社のみ。

民間リスクマネー市場成熟化に向けた取り組み

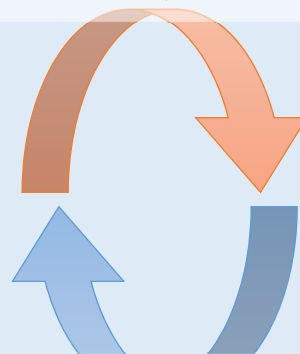
PFI事業に対する民間リスクマネー市場の成熟化には、

- ①国、地方公共団体におけるエリア毎、分野毎の**PFI事業の案件形成増加**
- ②PFI推進機構における地方銀行等へのノウハウ移転の強化など**担い手の育成**が必要ではないか

①国・地方公共団体におけるエリア毎、分野毎のPFI事業の案件形成増加

- ・人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定を促進（R3.6月発出）
- ・首長・地方議会等の理解促進のためのセミナーの実施（R3年度、18回開催（予定含む））
- ・PFIの行政実務に精通した地方公共団体職員が他の団体を支援する仕組みの創設（R3.9月開始）
- ・令和4年度以降の新たな目標と推進方策（検討中）
- ・公共施設等運営事業を円滑に実施するための法改正（検討中） 等

地方の人材育成ニーズ増加



地方における案件形成増加

②PFI推進機構における地方銀行等へのノウハウ移転の強化など担い手の育成

- ・地銀等からの出向者や短期 트레이ニー（数週間～1年間）の積極的な受入れ
- ・オンラインを活用した、地銀等の職員向けのPFIファイナンスに関する体系的な研修プログラムの実施（R4.1月開始予定）
- ・PFI実務担当者用の書籍を出版（3冊）
- ・トレーニー、研修等を修了し、ノウハウ移転した者を認定する制度の創設（検討中） 等

収益型PFI事業を今後増加させていくための方策、民間のリスクマネー供給を今後広げていくための方策について議論頂くことで、状況の打開につなげたい。

(参考) PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版) (抜粋)

2. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

また、PPP/PFIへ潤沢な民間資金の流れを作るためには、資金提供主体としてのインフラファンドの育成を図るとともに、投資家から資金の調達を行うインフラ投資市場の整備を行うことが必要である。

3. 推進のための施策

(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し

【方針】

具体的には、公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等に関する課題やキャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）分野におけるPPP/PFIの導入促進などの課題、SPC（特別目的会社）株式等の流動化に向けた課題等が生じており、これらへ対応するために必要な取組を進める。

【具体的取組】

- ④ SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がることや、地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負担の軽減や地域活性化等にも資するものと考えられるため、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。

このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。(令和2年度から)〈内閣府、関係省庁〉

(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

【方針】

- ・ 地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるPPP/PFI事業を推進するため、民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能を改正地域再生法に基づく民間資金等活用公共施設等整備事業に係る特例業務も含めて積極的に活用し、地域におけるPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。
- ・ 公共施設等運営事業等の拡大を踏まえ、民間インフラファンドの形成に率先して取り組むなど、民間のインフラ投資市場の成長に寄与する。

(参考) PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版) (抜粋)

【具体的取組】

- ① リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げる公共施設等運営事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。(平成28年度から) <内閣府>
- ② 上下水道の公共施設等運営事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、公共施設等運営事業の導入に向けた検討を促進する。(平成28年度から) <内閣府>
- ③ 地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、改正地域再生法により新たに付与されたコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的とした研修の実施を検討するなど地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。(平成28年度から) <内閣府>
- ④ 公共施設等運営事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。(平成28年度から) <内閣府>
- ⑤ 機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、地域金融機関等との関係者から意見を聴取しつつ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う。(令和2年度から) <内閣府>